第七条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、法第二十二条の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。

第八条を削る。

第九条中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

附　則

この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　宮沢　洋一

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第二項、第七十条の十及び第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条（見出しを含む。）中「第七十条の九第三項及び第七十条の十第三項」を「第七十条第二項」に改める。

第三十三条第二項中「第七十条の九第三項」を「第六十九条第二項」に改める。

（公正取引委員会の審判費用等に関する政令の一部改正）

第二条　公正取引委員会の審判費用等に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部改正）

第三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「行い、及び審判に立ち会う」を「行う」に改める。

附　則

この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○厚生労働省令第八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の一部の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久